

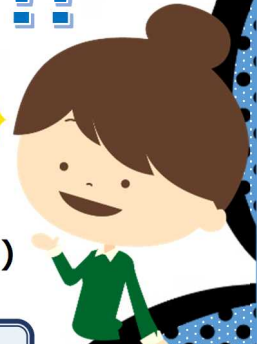
すかがわ
ぜひ、須賀川に来て！
旅行商品企画助成！！

本助成内容は変更になる場合があります。
申請する場合は、改めてご確認ください。

旅行商品の
チラシ作成で...
最大 ¥25,000 円 / 件

10人以上参加の
旅行実施で...
最大 ¥5,000 円 / 人
(上限 ¥200,000 円 / 件)

須賀川市内に1泊以上の
旅行実施なら...
最大 ¥10,000 円 / 人
(上限 ¥300,000 円 / 件)



一度の申請で 最大 ¥325,000 円！ 年間 ¥400,000 円 まで助成！！

対象旅行 下記1～8をすべて満たす旅行が対象です！

1. 須賀川市内の施設・イベント等の1つ以上に訪問、参加又は見学する行程が組み入れられた旅行商品
2. 須賀川市外が出発地
3. 同一の行程・日程における参加人数が10人以上
添乗員・乗務員を除く
4. 須賀川市内で1回以上の食事をとる
飲食店ではなく、市内業者からの弁当購入も対象
市内飲食店からの
テイクアウトもOK！
5. 参加人数・利用施設が確認できる領収書、記録写真等を提出
6. 参加者へのアンケート(内容任意)を実施し、集計結果を提出
7. 公序良俗に反しない
8. 須賀川の魅力について、SNS等での情報発信を参加者に呼びかける

「すかがわ観光物産館 flatto(ふらっと)」
令和2年10月2日から OPEN！！

新型コロナウイルス感染症の影響により、各施設等において、営業時間の変更や、入場制限等を設けている場合がありますので、必ず、事前に各施設等へお問い合わせください。

POINT

- < 対象旅行 >
募集型、受注型 両方ともOK！
- < 助成期間 >
予算の範囲内で助成するため、
予算がなくなり次第受付終了！
申請はお早めに！！

見どころ・お買い物

- 「須賀川の牡丹園」
- 「ウルトラヒーロー&怪獣」モニュメント
- 「円谷英二ミュージアム」
- 「藤沼湖自然公園」
- 「ムシテックワールド」
- 「須賀川絵のぼり」絵付け体験
- 「はたけんぼ」(ファーマーズマーケット)
- 路地でマーケット「Rojima」
- 須賀川名物「かっぱ麺」
- 「風流のはじめ館」R2.10.9 OPEN！！
- 「特撮アーカイブセンター」R2.11.3 OPEN！！

ほかにも
たくさんあります！

お問い合わせ
申請先

詳細は、
ホームページから
ご確認ください！



福島県 須賀川市 観光交流課

TEL：0248-88-9145

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地

URL：https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shisei/chiiki_dsukuri/1002602.html

～ 須賀川市旅行商品企画助成金の申請手続について ～

旅行募集前
の手続

チラシ作成
(参加者募集)

旅行商品決定後（チラシ発行約1週間前まで）

募集型企画旅行は
こちらから

「第1号様式 交付申請書」を提出してください。
振込先の口座も登録するため、併せてお知らせください。

添付が必要なもの

募集チラシ等の作成案原稿 行程表（任意様式） 旅行業登録票の写し
チラシ作成等の費用及び1人当たりの旅行代金の内訳が分かる書類（任意様式）

須賀川市

内容審査後、申請者へ交付決定通知書を送付します

旅行開始前
の手続

対象旅行
実施

旅行催行決定後（旅行開始約1週間前まで）

受注型企画旅行は
こちらから

「第1号様式 交付申請書」を提出してください。
募集型企画旅行の場合は、チラシ作成分申請時に1枚にまとめて提出することも可。

添付が必要なもの

行程表（任意様式。チラシ等に記載があれば省略可）
1人当たりの旅行代金の内訳が分かる書類（任意様式） 旅行業登録票の写し

須賀川市

内容審査後、申請者へ交付決定通知書を送付します

旅行実施後
の手続

助成金の
請求

旅行終了後 14日以内

14日を過ぎた場合、交付できない可能性があります。

「第6号様式 実績報告書」、
「第8号様式 交付請求書」をすみやかに提出してください。

添付が必要なもの

募集チラシ等の原本（作成した場合のみ）
募集チラシ等の作成における支出を確認できる書類（領収書の写し等）
参加者数を証明できる書類（領収書の写し等）
利用施設を証明できる書類（領収書の写し、写真等）
旅行参加者アンケート結果を集計したもの（任意様式）

須賀川市

書類内容確認後、請求書を受理した日から30日以内に、
お知らせいただいた振込先の口座へ助成金を振り込みます

助成

交付決定通知書が届いたあとに、下記の事由に当てはまる場合には、
第3号様式 変更（中止）承認申請書の提出が必要です。

申請額の増額 申請額の2割以上の減額 旅行自体の中止

対象旅行の募集チラシ作成と旅行実施日の年度が異なる場合は、事務処理の都合上、
チラシ作成分と、旅行実施分を分けて申請・実績報告・請求していただきます。

ご不明な点がございましたら、須賀川市役所 観光交流課 までご連絡ください。

TEL : 0248-88-9145 FAX : 0248-94-4563

E-MAIL : kankou@city.sukagawa.fukushima.jp